

◆保険料額

令和4年度の国民年金保険料は月額16,590円です。(令和3年度保険料月額16,610円)

※国民年金保険料の額は、平成16年度の価格水準で規定された額を基に、物価や賃金の変動に応じて改定されます。

◆納付方法

①納付書でのお支払い

日本年金機構から送付される納付書を使用し、銀行などの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。(役場では保険料を納付できません。)

②口座振替

口座振替を利用すれば、毎月の手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

ご希望の方は、町民生活課またはお近くの年金事務所、金融機関の窓口でお申し込みください。

③その他の便利な納付方法

保険料の納付は、①や②のほかに、クレジットカード納付やインターネットなどを利用した電子納付なども利用できます。

なお詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

◆納付期限

毎月の保険料の納付期限は「納付対象月の翌月末日」と定められています。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがありますので、忘れずに納付してください。

◆納付が困難なときは

失業した場合や所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予(先送り)される制度があります。

また学生の方でご本人の所得が一定額以下の場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

保険料の未納期間を作らないためにも、保険料の納付が困難なときには、免除や猶予制度をご利用ください。

△ご注意ください△

「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号、暗証番号などを聞きすることはありません。また手数料などの金銭を求めるところもありません。

不審に感じたらお近くの年金事務所や警察にご連絡ください。

問 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434

問 町民生活課 ☎ 72-6933